

平成 28 年度 母校支援のためのご寄附依頼

同窓生各位

室蘭工業大学同窓会会長 泉田 孝

日頃より同窓会活動へのご支援、ご協力を戴きまして誠に有難うございます。

母校、国立大学法人室蘭工業大学は、平成 28 年度から第 3 期目に入り、積極的かつ着実に各種事業を進め成果を挙げております。その一つに、「室蘭工業大学教育・研究振興会」の募金活動に基づいた、以下の事業があります。

- (1) 学生生活支援のための大学独自の奨学制度
- (2) 留学生への支援

母校の隆盛発展を恒常的に支援するために、本同窓会も母校支援特別会計を設置し、上記事業を毎年実行できるよう、皆様にご寄附をお願いして参りました。その用途につきましては、同封致しました「教育・研究振興会だより」に記載されているほか、振興会のホームページ (<https://www.muroran-it.ac.jp/syomu2/kkshinkou/index.htm>) でも閲覧が可能です。

本年度も既卒業の会員各位または企業等有志による任意のご寄附、および御定年等を記念したご寄附等により母校支援特別会計の一端を担って戴きたく、ここにお願い申し上げる次第です。

予算化されている寄附金額は本年度も 300 万円でございます。募金の目安は、「室蘭工業大学教育・研究振興会」に準拠して、個人向けは 1 口 3、000 円、法人向けは 1 口 30、000 円、口数は任意です。また、これまで通り任意の金額もお受け致します。ご寄附を戴きました方々への感謝の意を込めまして、同窓会誌「モ・ルラン」にご芳名と金額を、同窓会ホームページ上にはご芳名を掲載させて戴きます。非掲載をご希望の場合は、振込用紙の寄附者名簿のチェック欄で選択をおねがいします。

ご寄附の方法ですが、大学の組織である「室蘭工業大学教育・研究振興会」の募金活動と一体化しておりますので、これにより会員各位や企業等がご寄附されますと、大学から領収書が発行され、税制上の優遇措置が受けられます。この税制の優遇措置は今年度から一層充実致しました。詳細については、裏面の、「**新寄附税額控除制度**」をご覧ください。また、ご寄附には、同封の「ゆうちょ銀行」の振込用紙をご利用下さい。上述の振興会のホームページにも、申し込み方法が書かれています。ご支援、宜しくお願い致します。

内容についての問い合わせ先：

室蘭工業大学同窓会 理事長 板倉賢一（しくみ情報系領域）

同窓生各位

室蘭工業大学教育・研究振興会
会長（学長）
空閑 良壽

同窓生の皆様からのご寄附に係る個人情報の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、同窓生の皆様からご寄附をお申込みいただいた際は、申込書記載の卒業学科・卒業年度・氏名（法人については法人名）及び寄附金額を同窓会に通知することにご同意頂いたものとして取扱いますのでご了承願います。通知を希望されない場合は、お手数ですが、本学総務広報課総務係（0143-46-5000（代表））までお電話にてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

「新寄附税額控除制度」

平成28年度の税制改正により、税額控除という新しい制度が導入され、確定申告の際、有利な方式を選択できるようになりました。

税額控除とは、個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる制度です。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税から直接控除するため、寄附者にとっては、所得や、寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が大きいのが特徴です。

○ 従来の所得控除方式

（寄附金額－2000円）×（所得に応じた）税率→所得税額から控除

＊所得に応じた税率→平均10%

○新たに創設された税額控除方式

（寄附金額－2000円）×40%→所得税額から控除

※1 寄附金支出額が、総所得額当の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は所得税額の25%が限度となります。

以上